

# 一般社団法人 日本電気協会 定 款

沿 革	大正 10 年 9 月 10 日	申請	昭和 28 年 6 月 13 日	変更認可
	同 10 年 10 月 11 日	許可	同 34 年 8 月 11 日	同
	同 10 年 12 月 15 日	変更認可	同 36 年 5 月 31 日	同
	同 14 年 1 月 26 日	同	同 40 年 3 月 23 日	同
昭和 4 年	7 月 26 日	同	同 42 年 8 月 28 日	同
同 5 年	4 月 23 日	同	同 44 年 8 月 5 日	同
同 6 年	5 月 29 日	同	同 51 年 7 月 26 日	同
同 8 年	3 月 13 日	同	同 52 年 5 月 26 日	同
同 12 年	5 月 20 日	同	平成 13 年 7 月 10 日	同
同 17 年 10 月 12 日	同		同 15 年 7 月 28 日	同
同 18 年 10 月 8 日	同		同 22 年 7 月 6 日	同
同 22 年 5 月 20 日	同		同 25 年 4 月 1 日	変更
同 23 年 6 月 1 日	同		同 30 年 6 月 6 日	同
同 25 年 7 月 14 日	同		令和 3 年 6 月 15 日	同

## 第 1 章 総 則

(名称)

**第 1 条** 本会は、一般社団法人日本電気協会(英文名 THE JAPAN ELECTRIC ASSOCIATION。略称「JEA」)と称する。

(事務所)

**第 2 条** 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

**第 3 条** 本会は、電気関係事業の進歩発達を図り、産業の振興、文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気に関する技術及び知識の普及啓発及び広報
- (2) 電気に関する調査研究
- (3) 電気に関する規格及び基準の策定
- (4) 電気に関する新聞及びその他出版物の発行
- (5) 電気に関する技術者及び研究者の養成
- (6) 電気に関する顕彰
- (7) 職業紹介事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

**第5条** 本会に次の会員を置く。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人正会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体の事業所等

2 個人正会員及び法人正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

**第6条** 本会の会員になろうとするものは、社員総会において別に定めるところにより申込みをし、所定の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** 会員は、本会の事業活動及び事業運営の財源に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

**第11条** 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

**第12条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任

- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 会員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の総議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第15条** 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前条第2項の規定により請求があった場合において、社員総会を開催したときは、出席社員のうちから議長を選出する。

(議決権)

**第16条** 社員は、会費1口あたり1個の議決権を有する。ただし、会費が600口を超える場合の議決権数は、600個とみなす。

(決議)

**第17条** 社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の1を有する社員が出席し、出席社員の有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 合併、事業の一部又は全部の譲渡
- (4) 監事の解任
- (5) 会員の除名
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

**第18条** 社員総会に出席できない社員は、書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使するときは、議決権行使書面に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(議事録)

**第19条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事2名以上が記名する。

## 第5章 役員、参与及び顧問

(役員の設定)

**第20条** 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 会長及び副会長2名以内を法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。なお、代表理事である副会長は、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を総括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を分掌し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 期中に就任した理事の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

**第26条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会が定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

**第27条** 本会は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(参与)

**第28条** 本会に、参与60名以内を置く。

2 参与は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 参与会は、本会の事業運営について会長の諮問に応じ、又は、意見を具申する。

4 参与の任期は第24条第1項の規定に準ずる。

5 その他、参与会に必要な事項は、別に定める。

(顧問)

**第29条** 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長であった者、本会に功労のあった者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して本会の運営について意見を述べるすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第30条** 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第31条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

**第32条** 理事会は、会長が招集する。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

**第34条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第35条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第36条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

**第37条** 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長がこれを作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号及び第3号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、主たる事務所に監査報告を5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第38条** この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第39条** 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第40条** 本会の公告は、官報に掲載する方法とする。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準

用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	勝俣 恒久	理事	鎌田 迪貞
〃	河村 達雄	〃	木村 滋
〃	佐野 清一	〃	下村 節宏
〃	高橋 宏明	〃	仲野 真司
〃	中村 秋夫	〃	芳賀 徹
〃	飛田 恵理子	〃	福田 督
〃	藤 洋作	〃	三田 敏雄

監事	関根 泰次	監事	増田 祐治
〃	松村 秀雄		

4 本会の最初の代表理事は鎌田 迪貞、福田 督、三田 敏雄、業務執行理事は佐野 清一、仲野 真司 とする。

5 本会の最初の会長は鎌田 迪貞、副会長は福田 督、三田 敏雄、下村 節宏とし、専務理事は佐野 清一、常務理事は仲野 真司とする。